

## 共同研究における間接経費の改定について

令和2年1月28日  
国立大学法人鳥取大学

平素より、本学との共同研究についてご支援、ご協力を賜り感謝申し上げます。

この度、本学では共同研究における間接経費の取扱いを変更することといたしました。

「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平成28年11月30日 文部科学省・経済産業省 イノベーション促進産学官対話会議)をはじめとする政府方針において、本格的な産学連携による共同研究の強化のためには、産学官連携における費用負担の適正化が必須であるとされています。

本学ではこれまで、共同研究の間接経費の料率を直接経費の10%としておりましたが、実際に要した間接的に必要な経費は30%に達している状況となっており、また、国からの運営費交付金が年々減少する中で大学経営は非常に厳しいものとなっております。

つきましては、本学が国立大学としてより一層産業界からの期待に応えるとともに新たな社会的価値を創造していくため、誠に恐縮ではございますが、間接経費を下記のとおり改定することにいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定内容

間接経費の料率について、直接経費の30%とする。

ただし、直接経費が30万円未満の共同研究の間接経費については、一律で9万円とする。

#### 2. 適用開始時期及び対象

令和2年4月1日以降に開始する共同研究

#### 3. 間接経費の主な用途

- (1) 共同研究実施の支援に係る経費(受入、執行管理等)
- (2) 共同研究成果の保護に係る経費(知的財産権保護、リスクマネジメント等)
- (3) 共同研究を遂行するための環境の維持と充実に係る経費

#### 4. 経過措置

令和2年4月1日以降に共同研究を開始する場合でも、共同研究申込書を研究代表者の所属する部局長に提出した日と、当該部局が当該共同研究申込書を受領した(受付)日のいずれもが、令和2年3月31日以前になされた場合は、間接経費の料率について、従前と同じ扱いとする。ただし、当該共同研究を令和2年4月1日以降に変更契約する場合の間接経費の料率は、直接経費増額分の30%とする。

## 改正に係る QA

Q：直接経費が30万円未満の少額な共同研究の場合、間接経費9万円を負担することになるのか。

A：例えば、共同研究における本学側の研究のほとんどが頭脳労働であるなど、直接経費が少額になる場合も考えられます。そのような場合でも、受入・執行管理、契約業務事務、研究環境整備等に費用がかかるため間接経費9万円を負担していただくものです。

Q：直接経費が30万円未満の共同研究契約について、変更契約を行い直接経費の額を増額した場合、増額分について30%の間接経費が生じるのか。

A：当該研究期間において、累積で30万円を超えた直接経費分の30%を負担していただきます。

例えば、直接経費が20万円、間接経費が9万円の共同研究契約を変更し、直接経費を50万円増額（直接経費累積額70万円）する場合、累積で30万円を超えた直接経費額である40万円に対し30%の間接経費をご負担いただくことになります。